

## 円滑な建築確認手続き等に係る推進計画書

### 1. 推進計画の趣旨

本計画書は、平成 22 年 6 月 1 日から実施されている建築確認手続き等の運用改善を受け、「建築行政マネジメント計画策定指針の改定について（技術的助言）（令和 2 年 2 月 5 日付け国住指第 3643 号）」及び同計画策定指針に基づき、円滑な建築確認手続き等の推進を目的に、建築確認に係る審査期間の短縮及び審査過程のマネジメントについての取組み方針を定めるものとする。

### 2. 建築確認審査の迅速化のための取り組み

#### (1) 確認申請受付時点でのチェック方法の徹底

円滑かつ的確な確認審査を実施するため、確認申請受付時において関係規定等のチェックシートを活用し、集団規定等、建築計画に関する概略の法適合や必要図書の添付状況を確認する。不整合、不明確な点が多く審査が行えない場合は、「法定通知」により審査が終了する旨を申請者等へ説明する。

#### (2) 審査方法（審査手順・申請者とのやりとり方法を含む。）の改善

- ①「確認審査等に関する指針（平成 19 年国土交通省告示第 835 号）」に基づき、円滑且つ的確な確認審査を実施する。物件ごとに審査担当者を定め、意匠審査、設備審査及び構造審査を実施する。意匠審査においては、特に建築計画に大きく影響する斜線規制や容積率制限などについての問題を発見した場合には、速やかに、申請者等に対して補正等の指示を行う。この場合、確認図書に係わるすべての指摘でない旨を伝達する。
- ②補正等の書面の交付を行う場合にあつては、相当の期限を定めて補正や追加説明書の提出を求めるものとする。構造計算等の補正による追加説明書の提出等の期限については、概ね 2 週間程度とする。構造計算等以外の補正による追加説明書の提出等の期限については、概ね 1 週間程度とする。ただし、申請者等の追加説明書等の作成状況を随時確認し、進捗状況に応じて柔軟な対応を行うものとする。
- ③構造計算適合性判定を要する物件については、申請者が責任を持って建築確認と構造計算適合性判定の申請書及びその図書の整合性を確保する必要があるため、申請者に建築確認と構造計算適合性判定双方の指摘事項への矛盾のない対応及び図書の整合性の確保を促すものとする。
- ④長期間を要すると予見される物件については、審査に必要な図書が不足しているなどの傾向が見受けられるため、申請者等が審査期間中に用意できるよう早期に補正等の指示を行う。

(3) 審査体制の改善

審査担当者が円滑に審査を行うことができるよう、判断に苦慮する事前相談があった場合には審査担当にて情報を共有し、申請者等との協議内容に対する指導のバラツキが生じないように調整する。

(4) 構造計算適合性判定手続きにおける並行審査

構造計算適合性判定については、申請者の希望に応じ並行審査を行うこととし、各機関と十分な調整や情報交換を行う。

(5) 消防同意手続きにおける並行審査

消防同意手続きの並行審査については、具体的な方法について消防機関と適宜調整を行う。

(6) 特定行政庁連絡会議及び確認検査担当者会議における意見交換

特定行政庁連絡会議、確認検査担当者会議及び福岡県建築確認円滑化対策連絡協議会に参加し、意見交換を行い、確認手続きの円滑化を図る。

(7) その他確認審査手続きの迅速化のための取り組みの実施

- ①「大牟田市建築基準法の運用解説」をホームページ上で公開し、申請者等へ確認申請に関する情報の提供を行う。
- ②関係規定外の建築条件についても、ホームページ上で公開し情報提供を行う。
- ③確認申請において、分野別に設計者が異なる場合は、審査中の質疑や補正等について、設計者毎の対応の不整合を防止するため、設計者間の相互調整や対応の一元化を指導するものとする。
- ④確認済証交付時に、当該確認申請に係る完了検査または中間検査の手続きについて、注意喚起を図るものとする。
- ⑤建築行政共用データベースシステムについては、確認審査時における建築士、建築事務所要件の確認、または、既存不適格審査時における過去の法令等の把握のため等に、積極的な利用を図る。

### 3. 建築確認の審査過程のマネジメント

(1) 物件毎の進捗管理

円滑な確認審査の推進のため、確認申請を受け付けた段階から、物件毎の審査状況の進捗を建築主事が管理するものとする。審査に時間を要すると予見される物件については、早期に審査に着手するなど確認済証交付までの期間を短縮するよう努める。また、随時、審査体制や審査方法に改善の余地がないかについて検証を行う。

(2) 一般からの苦情を受け付ける窓口等の設置

審査に係る苦情や相談は、従来とおり建築住宅課の受け付け窓口や電話、電子メールで受け付ける。また、ホームページ等により、窓口の周知を図る。

(3) 苦情窓口を通じた審査の指摘内容のバラツキ等の把握と調査体制の整備

寄せられた苦情については、建築住宅課長の下に速やかにその実態を調査し、必要に応じバラツキ是正等のための措置を講じる。

(4) 審査員への指導等の取組み方針

建築主事が中心となり、建築主事及び審査担当者との審査方法に関する定期的な情報交換・意見交換の場を設ける。

特に審査にあたって法令運用を明確にするべき事項については、課内会議で意見を求め、併せて県内の特定行政庁の運用も参考に決定する。また、審査担当者の審査技術の向上のため、県内特定行政庁会議などに積極的に参加させる。

(5) その他審査バラツキ是正のための取組み

日本建築行政会議、県内特定行政庁会議、確認審査担当者会議等により審査基準等の解釈、判断、取り扱いについて意見交換を行い、円滑な確認審査の推進のため、調整・協議を行う。

#### 4. その他

・推進計画書の公表方法

本推進計画書は窓口に備付し、一般の閲覧に供する。なお、同様の内容をホームページ上で公表する。